

【総論、自己資本比率計算】

(注) 第2章のQ&Aを第9章(マーケット・リスク)に移動するもの

【第2章～第5章(国際統一基準及び国内基準)関係】

＜マーケット・リスク相当額不算入の特例＞【第9章へ移動】

—【関連条項】第4条、第16条、第27条、第39条

第4条=Q1 自己資本比率の計算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる当期の期中に係る条件(以下「期中の量的基準」といいます。)は、いつの時点で満たすことを確認するのですか。

(A)

期中の量的基準は、連結ベースの特定取引勘定の資産及び負債の合計額(特定取引勘定設置銀行以外の銀行においては、連結ベースの商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額をいう。以下、まとめて「対象勘定合計額」という。)を目次で算出したものが基準を満たすことを確認します。

ただし、当面は、毎月末において対象勘定合計額が基準を満たすことを確認する方法を用いて差し支えありません。

なお、マーケット・リスク相当額を算入する銀行は、期中の量的基準を確認することは不要です。

＜複数の資産及び取引を裏付けとする資産に係る外国為替リスクの取扱い＞【第9章へ移動】

—【関連条項】第11条等

第11条=Q1 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産(ファンド向け出資に係るエクスポージャー)が特定取引勘定以外の勘定に属する場合、当該ファンドの外国為替リスクに係るマーケット・リスク相当額の算出は、どのように行えば良いですか。(平成19年5月9日追加、平成30年3月23日修正、平成31年3月15日修正)

(A)

第2条の算式におけるマーケット・リスク相当額の算出に際しては、特定取引勘定以外の勘定の取引に関しても、当該取引が外国為替リスクを伴う限り、算出対象に含まれることとなります。従って、特定取引勘定以外の勘定に属するファンド向け出資に係るエクスポージャーについても、当該エクスポージャーが外国為替リスクを伴う場合、当該エクスポージャーに係るマーケット・リスク相当額を算出することとなります。その際、金融機関内部で設定された合理的な基準に基づき、ファンドごとに一貫性をもって適用することを前提に、当該ファンドへの出資の基準通貨に基づいて外国為替リスクを評価する方法と、告示第76条の5第2項に規定するルック・スルー方式と同様に、当該ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引を把握し、当該裏付けとなる個々の資産及び取引の外国為替リスクを評価する方法のいずれかに拠って、マーケット・リスク相当額を算出することが可能です。

【マーケット・リスク】（1柱）

【第9章（マーケット・リスク）関係】

<マーケット・リスク相当額不算入の特例及び簡易的方式の適用可否> **【第2章から移動】**

【関連条項】第4条、第16条、第27条、第39条、第271条の2第4項

第4条-Q1 自己資本比率の計算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる当期の期中に係る条件（以下「不算入特例に係る期中の量的基準」といいます。）や、簡易的方式を適用することができる当期の期中に係る条件（以下「簡易的方式に係る期中の量的基準」といいます。）は、いつの時点で満たすことを確認するのですか。（令和4年11月30日追加）

(A)

不算入特例に係る期中の量的基準や簡易的方式に係る期中の量的基準は、連結ベースの特定取引勘定の資産及び負債の合計額（特定取引勘定設置銀行以外の銀行においては、連結ベースの商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額をいう。以下、まとめて「対象勘定合計額」という。）及び外国為替リスク・カテゴリー全体のネット・ポジションの額を日次で算出したものが基準を満たすことを確認します。

ただし、実施されている決算期末ごと（例えば四半期決算を実施されている場合は四半期ごと）に対象勘定合計額及び外国為替リスク・カテゴリー全体のネット・ポジションの額が基準を満たすことを確認する方法を用いて差し支えありません。

なお、マーケット・リスク相当額を算入する金融機関は、不算入特例に係る期中の量的基準や簡易的方式に係る期中の量的基準を確認することは不要です。

<複数の資産及び取引を裏付けとする資産に係る外国為替リスクの取扱い> **【第2章から移動】**

【関連条項】第4条、第16条、第27条、第39条

第4条-Q2 マーケット・リスク相当額不算入の特例の判定において、投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）がバンキング勘定に属する場合、当該ファンドの外国為替リスク・カテゴリーのネット・ポジションの額はどのように算出することができますか。（令和4年11月30日追加）

(A)

マーケット・リスク相当額不算入の特例の判定における外国為替リスク・カテゴリーのネット・ポジションの額の基準については、バンキング勘定の取引に係る外国為替リスクのポジションに関しても、算出対象に含まれることとなります。従って、バンキング勘定に属するファンド向け出資に係るエクスポージャーについても、外国為替リスク・カテゴリーのネット・ポジションの額を算出することとなります。

マーケット・リスク相当額不算入の特例の判定のためにファンドの外国為替のネット・ポジションを算出するに当たっては、ルック・スルー方式を用いた外国為替のネット・ポジションの計測方法が考えられますが、当該方法に代わる簡易的かつ保守的な代替方式として、(1) ファンドの投資残高自体を外国為替のネット・ポジションとみなす方法、(2) ファンドのマニフェスト等（目論見書に定められた運用基準やファンドの外国為替リスクの取得方針が分かる情報を含む）に基づいて最も保守的となるように投資した場合の最大のポジションを外国為替のネット・ポジションとみなす方法を用いることが出来ます。なお、これらの方式はファンド毎に選択が可能です。

<届出事項と承認事項等のスケジュール>

【関連条項】第 11 条の 4 第 2 項、第 22 条の 4 第 2 項、第 34 条の 4 第 2 項、第 45 条の 4 第 2 項、第 271 条の 4 第 1 項、第 272 条の 2 第 1 項等

第 11 条-Q1 マーケット・リスク相当額の算出に関連する承認申請事項、届出事項や変更届出事項が複数ありますが、承認申請や各届出のタイミングなどを教えてください。(令和 4 年 11 月 30 日追加)
--

(A)

マーケット・リスク相当額の算出に関連する承認申請事項、届出事項や変更届出事項は以下の一覧になります。

内部モデル方式の承認申請を希望している金融機関は、算出基準日から遡って、1 年より前^(注)には、承認申請書類や準備状況等を、当局へ前広にご相談ください。具体的な承認審査プロセスや承認申請のタイミング等についても、承認申請を希望する金融機関と事前にご相談をさせていただきます。

(注) 審査書類が多岐に亘る場合など、審査期間が長期に及ぶことも想定されることから、金融機関においては、1 年前に関わらず速やかに当局に相談するなど、状況に応じて適切な対応に努めることが重要です。

届出事項に関する届出を希望している金融機関は、適用開始日の 9 カ月より前を目途に、事前に当局へ申し出ることとし、内容確認等を経て、その後、正式に届出いただくこととします。やむを得ない事情により、適用開始日の 9 カ月より前に、申し出ることができない場合は、個々の状況に応じて個別具体的に判断することとなります。

変更届出事項に関する届出を希望している金融機関は、前広に当局へ申し出ることとし、内容確認等を経て、その後、正式に届出いただくこととします。必要な期間は、変更の内容により異なりますのでご注意ください（内部モデル方式の大幅な変更は、承認審査と同様の審査プロセスで進める場合があります。）。なお、告示に変更届出の条文が定められていない届出事項（例：第 11 条の 4 第 2 項「トレーディング勘定に分類された商品をバンキング勘

定に分類)に変更が予定される場合は、変更届出書による届出ではなく、届出事項に関する再度の届出となりますので、ご注意ください。

1. 承認申請事項 (注1)

申請事項			承認申請の対象		
#	条文番号	事項	内部モデル方式	標準的方式	簡易的方式
1	第271条の4第1項	トレーディング・デスクの設置	○		
2	第272条の2第1項	内部モデル方式の採用	○		
3	第11条の7 ^(注2) 第2項	勘定間の振替を行った商品につき、満期・解消した場合で、所要自己資本額の計上を中止するとき	○	○	○
4	第301条の2第1項	シナリオ法の採用			○

(注1)「承認申請の対象」欄の「○」は承認申請を行うことが可能な事項です。

(注2) 第22条の7、第34条の7、第45条の7による申請の際は、読み替えてください。

2. 届出事項 (注1)

届出事項			届出の対象		
#	条文番号	事項	内部モデル方式	標準的方式	簡易的方式
1	第11条の4 ^(注2) 第2項	トレーディング勘定に分類された商品をバンキング勘定に分類	○	○	○
2	第11条の6 ^(注3) 第3項	商品の勘定間振替	○	○	○
3	第11条の14 ^(注4) 第1項	トレーディング勘定の設置	○	○	○
4	第271条の2第2項	構造為替をマーケット・リスク相当額から控除	○	○	○
5	第271条の2第5項	連結子法人等のマーケット・リスク相当額算出に簡易的方式を使用			○
6	第271条の8第1項	標準的方式採用行によるトレーディング・デスクの設置		○	
7	第274条の2第1項	モデル化可能性テストにおいて不合格としたリスク・ファクターを、モデル化可能なリスク・ファクターへ分類変更	○		
8	第275条の2第3項	全社的なバック・テストの超過要因がモデル化不可能なリスク・ファクターに関連する場合で、当該超過を	○		

届 出 事 項			届 出 の 対 象		
#	条 文 番 号	事 項	内部モデル 方 式	標 準 的 方 式	簡 易 的 方 式
		超 過 回 数 から 除 外			
9	第 275 条 の 3 第 3 項	各トレーディング・デスクに対するバック・テストの超過要因がモデル化不可能なリスク・ファクターに関連する場合で、当該超過を超過回数から除外	○		
10	第 275 条 の 9 各 号	バック・テストや損益要因分析テストにおいて、アンバー・ゾーン又はレッド・ゾーンに分類された場合や超過に係る要件を満たさなくなった場合	○		
11	第 283 条 第 7 項第 1 号ロ	外国為替リスクに対するリスク・ファクターのデルタ・リスク区分について基準通貨方式を使用		○	
12	第 283 条 の 3 第 2 項	独自の手法を用いてデルタ・リスクの感応度を算出		○	
13	第 283 条 の 4 第 2 項	独自の手法を用いてベガ・リスクの感応度を算出		○	
14	第 284 条 の 2 第 2 項第 2 号	ファンドの構成商品を段階的に投資する仮想ポートフォリオとみなす方法を使用		○	
15	第 287 条 の 3 第 2 項	報告通貨を含む通貨を原資産とした商品について、カーベチャー・リスクの感応度を 1.5 で除す場合		○	

(注1) 「届出の対象」欄の「○」は、届出を行うことが可能な事項です。

(注2) 第22条の4、第34条の4、第45条の4による届出の際は、読み替えてください。

(注3) 第22条の6、第34条の6、第45条の6による届出の際は、読み替えてください。

(注4) 第22条の14、第34条の14、第45条の14による届出の際は、読み替えてください。

3. 変更届出事項 (注1)

変 更 届 出 事 項			変 更 届 出 の 対 象		
#	条 文 番 号	事 項	内部モデル 方 式	標 準 的 方 式	簡 易 的 方 式
1	第 11 条 の 14 ^(注2) 第 3 項	トレーディング勘定に係る変更	○	○	○
2	第 271 条 の 6	内部モデル方式採用行によるトレーディング・デスクに係る変更	○		
3	第 271 条 の 9	標準的方式採用行によるトレーディング・デスクに係る変更		○	

変更届出事項			変更届出の対象		
#	条文番号	事項	内部モデル方式	標準的方式	簡易的方式
4	第272条の4 第1項	内部モデル方式に係る変更	○		
5	第301条の4	シナリオ法に係る変更			○

(注1)「変更届出の対象」欄の「○」は、変更届出を行うことが可能な事項です。

(注2)第22条の14、第34条の14、第45条の14による変更届出の際は、読み替えてください。

<自己資本控除に該当する資産や1250%のリスク・ウェイトを適用した資本商品の取り扱い>

【関連条項】第11条、第22条、第34条、第45条

第11条-Q2 マーケット・リスク相当額の算出において、自己資本控除に該当する資産や、信用リスク・アセットの額において1250%のリスク・ウェイトを適用した資本性資産の取り扱いを教えてください。(令和4年11月30日追加)

(A)

自己資本控除に該当する資産、自己資本控除に該当する資本性商品又は1250%のリスク・ウェイトを適用した資本性商品については、マーケット・リスク相当額の算出を要しません。

<トレーディング勘定に分類する商品のうち、会計上で公正価値評価が求められているもの>

【関連条項】第11条の3第7項、第22条の3第7項、第34条の3第7項、第45条の3第7項

第11条の3-Q1 トレーディング勘定への分類基準等において、「銀行は、トレーディング勘定に分類する商品のうち、会計上で公正価値評価が求められているものについては、公正価値を日次で計測し、評価損益を認識するものとする」とありますが、日次で公正価値が取得できない商品や評価に係るパラメータが日次更新できない商品の取り扱いについて教えてください。(令和4年11月30日追加)

(A)

会計上、公正価値評価が求められているもののうち、日次で更新されないパラメータを時価評価の計算に用いている場合は、日次で更新できないパラメータ以外のパラメータを日次更新することにより暫定的な公正価値を算出する扱いをして差し支えありません。

また、日次で公正価値そのものを取得できない商品については、各金融機関において合理的な計算方法を判断の上、事前に当局に相談するなど、適切な対応に努めることが必要です。

<内部取引担当デスクの複数設置>

【関連条項】第 11 条の 11、第 22 条の 11、第 34 条の 11、第 45 条の 11、第 271 条の 3 第 3 項

第 11 条の 11-Q1 「内部取引担当デスク」は、社内に複数設置してよろしいでしょうか。また、それを是とした場合は当該内部取引担当デスク間の内部取引に係る完全相殺（第 11 条の 11 第 3 項、第 22 条の 11 第 3 項、第 34 条の 11 第 3 項、第 45 条の 11 第 3 項）の扱いについて教えてください。（令和 4 年 11 月 30 日追加）

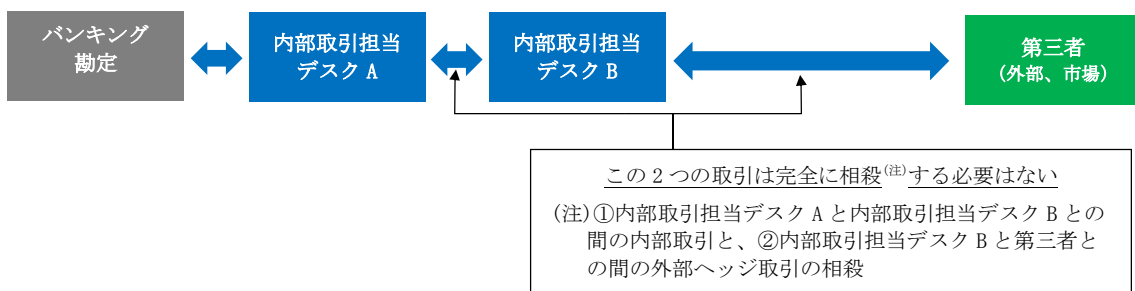
(A)

内部取引担当デスクの設置は、バンキング勘定とトレーディング勘定間の規制裁定の防止を目的としており、バンキング勘定から内部取引担当デスクを経由して移転した一般金利リスクを内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクで保有させないためにあります。この規制の趣旨に鑑みた上で、金融機関は内部取引担当デスクを複数設置することが可能です。

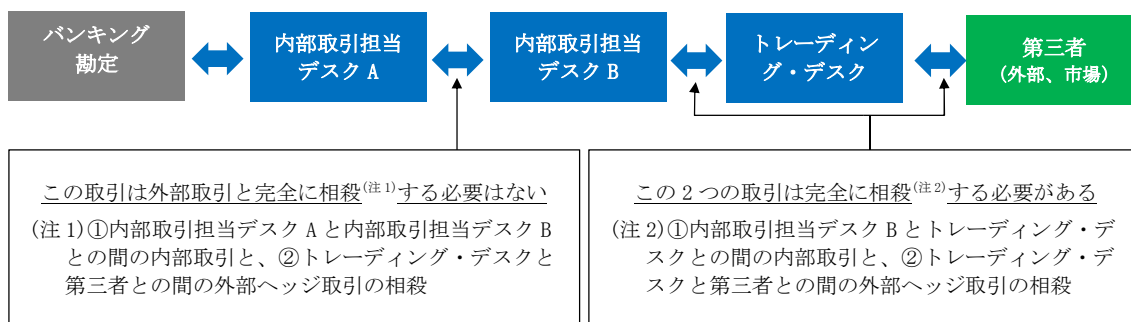
この場合において、複数設置された内部取引担当デスク毎に、内部モデル方式又は標準的方式を用いることが可能です。内部モデル方式を用いる内部取引担当デスクは、第 11 条の 11（第 22 条の 11、第 34 条の 11、第 45 条の 11）及び第 271 条の 3 第 3 項第 10 号に掲げる要件を満たす必要があり、標準的方式を用いる内部取引担当デスクは、第 11 条の 11（第 22 条の 11、第 34 条の 11、第 45 条の 11）及び第 271 条の 3 第 3 項第 10 号イに掲げる要件を満たす必要があります。

また、内部取引担当デスク間の内部取引については、外部ヘッジ取引のポジションと完全に相殺することは要しません（例 1、例 2）。

例 1：デスク B の 2 つの取引



例 2 : デスク A とデスク B の間の内部取引



<内部取引担当デスクの内部の仮想デスクの設置>

【関連条項】第 11 条の 11、第 22 条の 11、第 34 条の 11、第 45 条の 11、第 271 条の 3 第 3 項

第 11 条の 11-Q2 内部取引担当デスクとして、トレーディング・デスクの中に仮想的なデスク (ブッキングアカウントのみを設定等) を設置することは可能でしょうか。(令和 4 年 11 月 30 日追加)

(A)

内部取引担当デスクとして、トレーディング・デスクの中に仮想的なデスクを設置することは可能です。ただし、次の要件を満たす必要があります。

- ・ 内部モデル方式を用いる場合は、トレーディング・デスクの定量要件のうち週次のリスク管理報告書の要件 (第 271 条の 3 第 3 項第 10 号) を満たすこと。また、内部取引担当デスクを包含するトレーディング・デスクと当該内部取引担当デスクのトレーディング業務における損益報告や、バリュー・アット・リスク、期待ショート・フォール等の各種報告については、それぞれ独立して行うこと。
- ・ 標準的方式を用いる場合は、トレーディング・デスクの定量要件のうち週次のリスク管理報告書の要件 (第 271 条の 3 第 3 項第 10 号イ) を満たすこと。また、内部取引担当デスクを包含するトレーディング・デスクと当該内部取引担当デスクのトレーディング業務における損益報告については、独立して行うこと。
- ・ 内部モデル方式や標準的方式に関わらず、原則として、内部取引担当デスクを包含するトレーディング・デスクに配置されたトレーダーが、当該内部取引担当デスクの取引執行を兼任することとし、他のトレーディング・デスクに配置されたトレーダーは当該内部取引担当デスクの取引執行には関与しないこと。

<マーケット・リスク相当額が僅少な子会社や、その親会社におけるトレーディング・デスクの要件>

【関連条項】第 271 条の 3 第 3 項第 10 号、第 4 条、第 16 条、第 27 条、第 39 条

第 271 条の 3-Q1 自金融機関がマーケット・リスク相当額不算入の特例を適用している場合や、簡易的方式を適用している場合において、親会社である銀行持株会社（銀行が金融機関グループの最上位に位置している場合は当該銀行）がマーケット・リスク相当額を算出するとき、親会社と子会社におけるトレーディング・デスクの設置に係る考え方について教えてください。（令和 4 年 11 月 30 日追加）

(A)

親会社が内部モデル方式又は標準的方式によりマーケット・リスク相当額を算出する場合は、親会社としてトレーディング・デスクの設置に係る承認申請（標準的方式の場合は届出）が必要です。その際、トレーディング・デスクの一覧や、告示要件の適合状況を示す書類等を提出いただく必要があります。

この場合において、トレーディング・デスクを子会社内に設置するときも、そのトレーディング・デスクの設置に係る承認申請又は届出については、親会社が行う必要があります。その際、子会社はトレーディング・デスクに係る承認申請又は届出を直接的に行う必要はありませんが、親会社との連携や、状況に応じて当局へご相談いただくなど、適切な対応に努めることが重要です。

<外国為替リスク又はコモディティリスクのみを扱うトレーディング・デスク>

【関連条項】第 271 条の 3 第 3 項、第 271 条の 4 第 1 項、第 271 条の 8 第 1 項

第 271 条の 3-Q2 内部モデル方式及び標準的方式を採用する金融機関については、トレーディング・デスクの要件（第 271 条の 3 第 3 項各号）を満たし、金融庁長官へ承認申請又は届出をし、トレーディング・デスクの構造等を開示することが求められています。これはバンキング勘定の外国為替リスク又はコモディティリスクのみを扱うトレーディング・デスクにおいても同じという理解でよいでしょうか。（令和 4 年 11 月 30 日追加）

(A)

外国為替リスク又はコモディティリスクのみを扱うトレーディング・デスクは一部扱いが異なります。

バンキング勘定において保有する外国為替又はコモディティリスクのポジションに係るリスクのみを扱うトレーディング・デスクである場合であって、当該トレーディング・デスクが内部モデル方式を用いるときは、トレーディング・デスクの要件のうち、第 271 条の 3 第 3 項第 10 号に掲げる要件を満たす必要があります。当該トレーディング・デスクが標準的方式を用いるときは、トレーディング・デスクの要件のうち、第 271 条の 3 第 3 項第 10 号イに掲げる要件（週次の損益報告）を満たす必要があります。

また、当該トレーディング・デスクを用いる場合は、金融庁長官へのトレーディング・デスクの設置に係る承認申請（内部モデル方式の場合）や、届出（標準的方式の場合）を行う必要があります（簡易的方式でトレーディング・デスクを設置する場合は、トレーディング・デスクの設置に係る届出は不要です）。

なお、開示については、開示告示 Q&A の【マーケット・リスク】の項目をご参照ください。

<トレーダーの配置>

【関連条項】 第 271 条の 3 第 3 項第 7 号

第 271 条の 3-Q3 例えば、派生商品を取り扱うトレーディング・デスクにおいて、その派生商品の複雑性に応じて、トレーディング・デスクを、便宜的に、内部モデル方式を採用するトレーディング・デスクと標準的方式を採用するトレーディング・デスクに分割することは、条文の趣旨から適切であると考えて問題ないでしょうか。

また「損益要因分析テストの結果を操作する」とは、片方のデスクに大きなロング・ポジションをブックし、片方のデスクに同じ規模のショート・ポジションをブックするなどして両デスクのリスク・プロファイルを単純なものにしてテストの合格を狙う等のアービトラージを想定しておりますが、そのような理解で正しいでしょうか。（令和 4 年 11 月 30 日追加）

(A)

「商品の複雑性」による内部モデル方式への対応の難易度を理由に、内部モデル方式を採用するトレーディング・デスクと標準的方式を採用するトレーディング・デスクに分けることは適切ではないと考えられます。

告示において、トレーディング・デスクは明確な事業戦略を有し、他のトレーディング・デスクと損益を区分している必要があるものとしています。この観点からは、「商品の複雑性」による事業戦略の相違があれば、それぞれを独立したトレーディング・デスクとして取り扱うことも認められます。

なお、トレーディング・デスクを分割した場合におけるトレーダーの兼任については、業務規模や人的資源の不足等を理由としたやむを得ない限り認められると考えられます。

「損益要因分析テストの結果を操作」については、ご理解のとおりです。

~~<ストレス・バリュエーション・リスク> 【削除】~~

~~【関連条項】 第 274 条第 3 項第 9 号~~

~~第 274 条-Q1 「適切なストレス期間を含む十二月」はどのように特定されますか。（平成 23 年 9 月 12 日追加）~~

~~(A)~~

~~「適切なストレス期間を含む十二月」とは、銀行のポートフォリオに関連する市場リスク・ファクター等が大きく変動することにより、金融システム全体に重大な損害が発生した~~

期間を含む連続した12ヶ月間をいいます。

バーゼル銀行監督委員会による最終文書「~~Revisions to the Basel II market risk framework~~」(平成21年7月13日公表)の~~パラグラフ718(L x x vi)~~(i)においては、多くのポートフォリオで、2007年/2008年の12ヶ月間がストレス期間に当たることが例示されていますが、銀行は、当該記載も踏まえつつ、自行のポートフォリオのリスク特性等に照らし、適切なストレス期間を含む12ヶ月を特定することが必要となります(注)。

なお、ストレス・バリュエーション・アット・リスク計測の趣旨に鑑み、「適切なストレス期間を含む十二月」については、特定後も適時に(例えば、市場が大きく変動した場合、ポジションに大きな変更が生じた場合等)及び定期的な検証を行い、必要がある場合にはこれを見直すことが求められています。

(注) 内部モデル方式を用いていない銀行が新規に内部モデル方式の承認申請する場合には、「適切なストレス期間を含む十二月」の特定を含めて、第272条の金融庁長官の承認を受けることが必要となります。他方で、既に内部モデル方式の使用の承認を受けている銀行が新たに「適切なストレス期間を含む十二月」を特定する場合には、第278条に基づいて、金融庁長官に変更に係る届出を行うことが必要となります。

<実在価格のモニタリング>

【関連条項】第274条の2

第274条の2-Q1 第274条の2第2項第1号ハで求めている実在価格の月次のモニタリングとは、どのようなものでしょうか。(令和4年11月30日追加)

(A)

モニタリングは、第274条の2第2項第1号イとロの状況を把握することを意図しており、月次でリスク・ファクターのモデル化可能性テストに反映することを求めるものではありません。

<低減したリスク・ファクターに係る75%基準>

【関連条項】第276条の3第2項第1号ロ

第276条の3-Q1 低減したリスク・ファクターの期待ショート・フォールを全てのリスク・ファクターに基づく期待ショート・フォールで除して得た割合につき、直近12週間の平均値が75パーセントを下回った場合の対応方法を教えてください。また、確認する単位について、トレーディング・デスク毎ではなく、金融機関全体で算出した値での確認でも要件を充足できるとの理解でよいでしょうか。(令和4年11月30日追加)

(A)

金融機関は、当該割合が75パーセントを下回った場合には、速やかに、標準的方式への移行に係る対応方法や対応計画を当局へ相談するなど、適切に対応することが求められます。

また、内部モデル方式の承認を得た全てトレーディング・デスクを合計して割合を求め、75%以上であることを確認する方法でも差し支えありません。

<マーケット・リスク相当額算出に係る代替的な算出方法>

【関連条項】第276条の4

第276条の4-Q1 第276条の4においては、モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額(IMCC)を以下の算式に基づき算出することが定められています。

$$IMCC = \rho(IMCC(C)) + (1 - \rho) \left(\sum_{i=1}^B IMCC(C_i) \right)$$

※IMCCはモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額

※IMCC(C)は、全リスク・クラスを対象とした市場混乱期を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額

※ ρ は0.5

この算式においては、日次で各種の期待ショート・フォールを算出することが必要であり、モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額の算出の負荷が大きいことから、保守的な前提のもとに算出の負荷の小さい代替的な方法を利用することは可能でしょうか。(令和4年11月30日追加)

(A)

モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額について、各金融機関の算出負荷を軽減する目的で、代替的な算出方法を利用することを許容します。

なお、この代替的な算出方法は(設問内の)IMCCの算式を「IMCC(C)の ω 倍」とするものであり、 ω を日次で算出する場合と比較して保守的になるように更新手続きを整備することで、当該 ω を週次で更新することも許容します。

ただし、当局からの指示があった場合は、 ω を日次で更新することとします。

<標準的方式の外国為替リスクにおける基準通貨方式>

【関連条項】第283条第7項第1号ロ(1)

第283条-Q1 銀行又は連結子法人等は、どのような単位を基準として、基準通貨方式を使用する場合に用いる単一通貨を選択することは可能でしょうか。(令和4年11月30日追加)

(A)

銀行又は連結子法人等は、法人ごとに基準通貨として利用する単一通貨を選択することは可能です。

<信用スプレッド・デルタ・リスク感応度に係る代用>

【関連条項】第 283 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 号

第 283 条の 3-Q1 第 283 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる信用スプレッド・リスクに係るデルタ・リスクの感応度の計算において、取引相手方の固有のカーブ (counterparty-specific money market curves)がない場合は、同項第 1 号に掲げる一般金利リスクに係るデルタ・リスクの感応度を代わりに用いることは可能でしょうか。(令和 4 年 11 月 30 日追加)

(A)

取引相手方の固有のカーブがない場合については、非証券化商品、証券化商品 (非 CTP) 及び証券化商品 (CTP) に係る信用スプレッド・リスクに係るデルタ・リスクの感応度 (第 283 条の 3 第 1 項第 2 号) は、一般金利リスクに係るデルタ・リスクの感応度 (同条同項第 1 号) へ代えて用いて差し支えありませんが、変動利付債のように、一般金利リスクの感応度がゼロ近傍となるような商品においては、信用スプレッド・リスクに係るデルタ・リスクの感応度の代わりに用いることはできません。